

平成27年度 第2回新宿区子ども・子育て会議 会議要点記録

日時	平成27年10月8日（木）午後6時30分から午後8時38分まで
開催場所	子ども総合センター3階 研修室
出席者 （名簿順）	神長美津子委員、高橋貴志委員、宮崎豊委員、小高潤委員、勝川純子委員、齋藤宏子委員、前田香織委員、花島治彦委員、千葉伸也委員、西内隆昭委員、石渡登志江委員、佐藤光子委員、鶴巻祐子委員
欠席者	青野啓子委員
開催形態	公開（傍聴者1名）
次第	<ol style="list-style-type: none"> 1 開会 2 会長挨拶 3 議題 <ol style="list-style-type: none"> （1） 新規開設の保育施設について （2） 平成28年度に向けた待機児童解消対策の進捗状況について （3） 新宿区第三次実行計画（素案）と地域子ども・子育て支援事業について 4 その他・事務連絡 5 閉会

1 開会

2 会長挨拶

（会長） 前回の第1回目の会議では、各委員が意見を出す時間が十分取れなかった。平成27年度から子ども・子育て支援新制度が始まったので、まだ半年ほどであるが、子育ての量と質の両方を確保していくためには、子育てに関わる方々のそれぞれの立場からの意見を聞きながら前に進んでいくことが必要だと考えている。この子ども・子育て会議は意見を聴く場となっているので、もっと自然なかたちで意見交換をするため環境構成を変えていただいた。委員同士で質問等ということもあるが、1つの論点に対して「こういう視点もある」というように、それぞれの立場から意見交換ができればと考えている。

3 議事

- （1） 新規開設の保育施設について
- （2） 平成28年度に向けた待機児童解消対策の進捗状況について

（事務局）資料に基づき説明

(委員A) 認証保育所を認可保育所へ移行し、認証保育所が減ることにより、認可に入れない児童の受け皿がなくなってしまうのではないかと心配である。

(事務局) 認証保育所が認可化するには早くても2年、ほとんどのところで3年ないし5年を要するが、これはその期間中に児童たちの受け入れ先や、保育士の確保などの体制整備について、事業者とヒアリングを行うためであり、区としても利用者の不利益にならぬように十分な時間をかけている。そのため、事業開始から3年目となる今でも、22か所ある認証保育所の内、認可化移行が完了した事業者は2か所に留まっている状況である。

(委員B) 家庭のあり方が多様化している現在において、様々な家庭の子どもたちへ等しく支援をしていくことに主眼を置くならば、認証保育所は行政の支援につながっていない、様々な事情を抱えた家庭の支援につなげるための入り口として働いていると思うので、その数を減らすのはやはり不安が残る。

(委員C) 認証保育所へ入所後、認可保育所へ移動することがセオリーとなっているが、認可保育所への入園条件に合致しない働き方を求める母親も多く、そういった家庭の受け皿となっている認証保育所にもっと目を向けてほしい。

(委員D) 認証保育所から認可保育所へ移動することがセオリーとなってしまうこと、セーフティネットとして認証保育所が機能していることに、やや問題があるのかと思う。新宿区が主体となっている施設がセーフティネットとして機能しなければ余り望ましい状況ではないと思う。

(委員E) 確かに今、特に乳児の場合には、ほとんどが両親とも働いているので、ポイント的には横並びの状態。そこに、認証保育所に入っているとか、兄弟が入園しているということで、加点がついて抜け出せるということがあると思う。

しかしながら、今後認可保育所の受入数が増えることで、逆に認可保育所のパイが広がれば、入れる基準自体が下がってくる可能性はあると思う。

(委員F) 認証保育所が少なくなることには心配はあるが、認可保育所が増えることのほうが、質を担保していく上で、必要なのではないかと思う。認証保育所だけで見ると心配はあるが、総合的に区の政策として私立幼稚園、公立幼稚園への補助が上がっていくことに応じて、そこでの保育、教育の充実ということとか、総合的な施策の中で保育の質を上げていくことが望まれると思う。確かに、認証保育所の入口だけを見ると心配はあるが、総合的に区の政策としてどの分野に力を入れていくかといったところで、認証保育所だけに力かけるのではなくて、もっと広く子どもの生活する場に力を注いでいくという視点で考えたときに、公立・私立幼稚園の活用方法など、その広がりについて説明をしてもらえると、総合的な見え方があるのではないかと思う。

(会長) 今までの意見をまとめると、今回のこの施策に関しては、認証保育所であれば預けることのできた家庭の機会が減ってしまうという不安があるという意見。また、新宿区の施設、認証、認可保育所全体の総合的な質を上げていくということを考えると、ゆっくり認可化を進めていくことが必要ではないかという意見があった。

(委員C) 認可保育所が増えることによって、受け皿が大きくなることに期待したいが、同時に現状存在する問題点も、この会議を通して伝えていきたい。

(委員B) 今まで認可保育所というものは、一部の家庭を対象としたものだと思っていたが、他の委員の意見を聞いて決してそうではないという理解が深まった。ただし、通常の認可保育所の開所時間では間に合わない等の家庭の受け皿として、認証保育所が機能している点もあるため、やはり数を減らさないほうが良いと思うので、そのような視点も維持して欲しい。

(委員G) 自分の家庭は共働きで、また夫は夜間勤務をしているので、保育園を希望したが、ポイントの不足により入れず、仕方なく無認可の保育所を利用していた。その後新宿区の待機児童対策として2年間期限限定で設置された認可保育所を利用できる機会があった際には、迷わず認可を選択したことがある。このように、どうしても認可を利用したい家庭があることも知ってほしい。

(会長) この問題は一度に解決できるものではないが、委員同士で意見を共有しつつ、保育の質と量をどうやって担保していくかということのアイデアをたくさん出していただきたい。

(委員H) 保育所の運業者の立場から言えば、認可化移行が完了したのが2か所というのは意外に少ない印象である。

正直なところ運業者としては、自分たちの理念をしっかりと掲げ、賛同してもらえる保護者と直接契約することができる認証保育所の方が運営しやすい。

しかしながら、収入といった経営面では認可保育所の方が圧倒的に恵まれており、運業者側は理念を取るか経営面を取るかの選択をせざるを得ない事情があると思う。

(委員G) 何らかの障害を抱えている子どもの場合、直接契約である認証保育所の場合は不利となり、結果として入所できなくなるのではないかという懸念が保護者にはある。

(3) 新宿区第三次実行計画（素案）と地域子ども・子育て支援事業について

(事務局) 資料に基づき説明

(委員A) 「放課後の居場所の充実」の計画事業は、一見すると、これまでに比べ

てあまり変化がないように思える。

(委員C) 実際にご利用している私の立場から言うと、夕食の提供がある時間まで仕事があるとか、いろいろな状況があると、1か所に預けるよりも、日々予定を調整して、学童クラブ、放課後子どもひろば、民間学童の間で、その都度預け先を変えているのが実情である。このように横断して利用してみると、サービスも場所によってまちまちである。また利用者側からすると、このような各施設組み合わせ利用してもいいのかわからない。

(委員E) 資料をみると、時間的なものなどそんなに変化が見えてこないけれども、スタッフの配置人数等の違いがあると思う。

学童クラブにおいては、定員に対して何人の職員を用意するか、放課後子どもひろばであれば、どのような立場のスタッフが、どのようなニーズに対して配置されているのか。子どもたち自身が安全に身を置く場所としての職員の立場は非常に重要だと思うので、職員についての説明をいただきたい。

(事務局) 職員の資格配置については、学童クラブについては、今年度基準条例の中で職員配置について定めたが、40人までは2人以上、40人から80人までは4人以上の有資格者という基準に基づいて、それ以上になるように配置をしている。

一方、放課後子どもひろばは、管理責任者1名、学びの支援者1名、遊びの支援者3名の計5名以上を配置するというようになっており、有資格者が望ましいということであって、必ず有資格者を配置しなければならないとはなっていない。

時間延長ひろば、学童機能付きひろばにおいては、前者は時間延長分の職員の増があるが、資格等については特に求めている。しかし、後者は専任の職員を1名置くこととなっており、その職員については有資格者としている。

区としては、全て6年生まで学童クラブで対応していくという考え方は取っていない。従来通り、3年生時に4年生の自立に向けて互いに努力していきたい。それでも、子どもの育ちが多様であることに配慮し、備えを新たに作ったということ。また、3年生までは学童クラブを利用したい方には、全員にご利用していただきたいという思いもあり、これらを両立するためにこのような形をとらせていただいた。

先程の預け先を都度変更しているという話については、区からすると、学童クラブについて区が補助金を支出している民間の学童クラブと区立の学童クラブ、このどちらか一つにしていきたい面がある。

しかしながら、塾的な要素も含めたような、区の基準条例に合致しないが、学童クラブ的機能を持った他の施設の利用については、状況に合わせて自由に利用していただいて構わない。

また、区立の学童クラブの利用時間が午後7時までという現状については、課題であると認識しており、民間の24時間に近い受け入れをしている施設に対して補助を行っている。

さらに、上記以外でもファミリーサポート事業といった、学童クラブで対応できないことについては、支援策を用意している。

(会長) 3年生までは、希望する方は入れるという対応はしているが、それ以降に関していろいろな形で充実を図っているということだと思っているので、関連してほしい。

(委員F) 就学前の子どもたちの福祉という部分での充実は、だいぶ目が向けられてきているが、いわゆる学童期の保育ということについては、全国的な課題だと思いを聞いていた。

新宿区の幾つかの学童保育を訪問する中で思ったのは、職員たちの頑張りはよく伝わるが、同時に、質の保証に関してどのようなチェックがなされているのか不安な面もある。

やはり、全国的に見ても、離職率が高い原因として賃金がきちんと保証されていないことがある。このような状況の中で果たして本当に保育の質が保証できるのかが懸念される。さらに保育の研修に関して職員たちの自己努力に依るところが多く感じられ、区が人材育成、人材確保に重点を置き、人件費等の補助率の見直しをしなければ、これら職員たちの離職につながりかねない。区は、量の拡充とともに、質の向上を図るうえでどのような取り組みをしているのか伺いたい。

(事務局) まず、賃金水準等々に関しては、区立の学童クラブは委託というかたちで、区から学童クラブへ必要経費を支払い、その中でやりくりしていくということになっている。人件費部分については、委託を開始した平成16年頃当初は、委託経費内の人件費水準が低いとの批判を受けた。そのため、常勤職員の積算については、区役所の入区10年目の職員の給与水準を基準に算出している。また、事業者の選定については入札制度ではなく、公開型プロポーザルとすることで事業者より様々な提案を出してもらい、それをもって事業者を選定している。

加えて、委託事業者決定後も、区の方で基本的に2週間に1回程度現場を巡回し、現場と本部双方の職員と相談しながら指導を行っている。また、各事業者それぞれにノウハウがあり、各社でも研修を行ってもらっているが、区の研修にも参加を呼びかけている。

(委員E) 学童クラブの場合資料を見ると、通常の学期中は放課後から午後7時まで、長期休業中の時は午前8時から午後7時までというような開所時間が設けられているが、実際に専門職の常勤職員をこの時間の中で雇用すると、子どもたちの来る放課後までこの職員は一体何をしているのかということも出てくる。逆に、放課後の時間帯に合わせて職員を雇用すると、今度

は長期休業中の朝からいる職員を臨時に雇用するのかということも出てくる。

そういった中で先程事務局より、費用面について、平成16年当時はかなり低水準だったところを見直してきたとの話があったが、ここ何年かの学童保育のプロポーザルを見ると、実際には人件費の部分がかなり圧縮されているような印象を受ける。配慮児の問題など学童保育側で対応すべき点が多くなっている現在において、果たしてそれに見合った人件費となっているのか、むしろ余りに人件費が低いために、事業者側がプロポーザルに手を挙げづらくなってきているようなことも出てしまわないのか。

そういう意味では、資料中に出てくる児童館型の学童クラブというのが、利用時間等で難しい面もあるが、ある意味弾力的に運用できるのではないかと思う。

現状40人に対して2人で、午前8時から午後7時までの職員を必ず確保しようとする、勤務時間8時間を超える分をどう担保するかについては、事業者任せになってしまい、その上で専門職となると尚更人材確保が難しくなるのではないか。

(事務局) まず、16年度当時の給与水準については、極めて低いというわけではなく、若干低いレベルであったと認識している。

次に児童館型学童クラブの方が効率的ではないかという指摘については、そもそも新宿区は、併設型の学童クラブが非常に多く、公開型プロポーザルにおいても、児童館と学童クラブは同一のプロポーザルで行っている。

また、地域交流館やシニア活動館と一緒に施設であれば、それも含めた全体でプロポーザルを行い、効率的に運営していただきたいと考えている。

職員については、必ずしも朝8時に職員2人がいなければならないという仕様にはなっていない。子どもたちがいる時間帯に何人以上という区の業務要求水準に対して、事業者側から水準以上の提案を出してもらい、その提案にもとづいて運営を行っている。

また、児童館がない、学校内の学童クラブも存在するが、そちらは放課後子どもひろばもあるので、同一事業者に運営を委託し、少しでも効率のいいように配慮させていただいている。

(委員H) 新宿区を弁護するわけではないが、新宿区と他の自治体を比べた場合、学童クラブに関して新宿区はかなりの金額を支払っている。逆に、その分、しっかりと事業をなささいという姿勢があります。

正直に言うと、全国的に学童クラブはまだまだ認められていない部分があり、郊外の自治体などでは、今でも保護者がボランティアで運営している学童クラブが多数存在し、委託料として支払われる金額も、驚くほど少ない場合がある。その点、新宿区は相応の金額を委託料として支払ってい

ると認識している。

人件費に関しては、事業者側からすると非常に難しいところではある。委託費というものは基本的に毎年そんなに変わらないが、人件費は年々昇給などによって上昇していくので、この人件費の上昇分を委託費の上昇分に合わせて連動するような形が取ればありがたい。

認可保育園の保育士に関しては、国から保育士の処遇改善のための補助金が下りてきているが、学童クラブ職員にはそういったものがないため、同じ会社にいながら、保育士と学童クラブの職員では待遇面で非常に差が出てきている。

加えて、我々事業者としても、正社員を雇用して職員として配置したいが、委託期間が5年間のため、5年後の再選定で委託を受けられなかった場合、職場がなくなってしまう。なくなるものを正社員で一旦雇用してしまうと、職場がなくなったときにどうするか考えてしまうような実情はある。何か良い解決案がほしい。

(委員D) 私は、小学生の子どもが2人いて学童クラブと放課後子どもひろばの両方を利用している。このように選択肢があることは非常にありがたく、不満を抱いたことはない。

これだけの選択肢があるが、家庭の問題もそれぞれ違う。それを、全部学童クラブや放課後子どもひろばに任せていいという見せ方には疑問がある。やはり子どもは家庭で育ててほしいという大前提からすると、学童の指導や学校ではどうなのかという保護者に対してはあまり低姿勢になりすぎなくてもいいのかと思う。

(会長) 子どもを自立させていくためには、まずは親の意識改革もとても大事なこと。そういうことも含めて、担当者とその家庭が初めは共にだが、だんだんと子どもの自立を支えるためにはという関係に変わっていくと望ましいと思う。

そういった意味の研修も必要なのではないか。いわゆる資格を持っていれば全部できるわけではなく、まだまだ、これからどういう専門的な関わりが必要なのかということについて、研修だけでなく、研修を企画する側もこちら側も検討していかなければならないと思いながら話を聞いていた。

限られた時間なので、後半部分について、意見があったらお願いしたい。

(委員G) 発達に心配のある児童への支援の充実のところで、心理指導員が保育園を訪問して、対象児童が集団生活に適應できるように支援を行うという計画は、保護者側からすれば大変ありがたい制度である。

訪問という形態をとることで仕事をしている保護者への負担が軽減される。また、あいあいでのケアが5～6人の少人数でのグループ指導と個

別指導の組み合わせだったため、少人数グループでできたことが小学校の30人程度の集団の中で機能できるか非常に不安だった。集団生活を見据えた援助があればと考えていたため、非常にありがたい。

質問としては、この訪問支援を、何歳児からを対象として始めるのか、また月2回の実施とあるが、サポートを必要とする側からすると回数はもっと多い方が良いのではないかと、さらに行政側は、どのタイミングで専門的な支援が必要と判断し、どのような方法で保護者へ伝えるのかを知りたい。

個人的な体験として、保育園年中組時に行われた面談にて、突然「あいあい」への相談を勧められた経験があり、この時は心の準備ができておらず、心理的に受け入れるのが難しかったのが、それでも乗り越えて通ってみると、毎回涙が出るほどの支援を受けることができたので、「もっと早く言ってもらえればよかった」という経験をした。もう一つは支援を受ける中で、周囲の子どもたちは、3歳から同じ支援を受け始め、年長組になるころには、ほとんど問題がなくなっているように感じた。むしろもっと早く伝えてもらえれば、よりよい状態であったのではないかと思ったことで、これらの体験から先の質問させてもらいたい。

(事務局) 訪問支援は、児童発達支援や放課後等デイサービスなどと同じく法定事業であり、法律上は0歳から18歳未満までが対象となっているが、区では対象を0歳から就学前の児童とし、保育園や幼稚園、認証保育所にも訪問する。年齢の下限を設けることは、現在のところ考えていない。

(委員C) 発達障害については、保護者側で受け入れるのに時間がかかり、結局小学校に入学後も対応に苦慮している人が結構身の回りにいる。この事業は両方で合意を得られてから始まるものなのか。

(事務局) 法定の契約、つまりは申込みによって開始できる事業である。

(委員F) 保育所等訪問事業は、保護者から声が上がった時に成立するものだと認識している。区は全額負担するのではなく、利用料の一部を保護者が負担するのではないかと。

(事務局) 今の「あいあい」に通っていただいている方についても、利用料は負担していただいている。それと同様に、利用料の負担はしていただいている。新宿区の場合は10%のうち7%を区が補助し、残りの3%を利用者に負担していただく。

(委員D) 保育所等訪問事業が保護者側のニーズがあって開始するということは、保育所に対してそのような支援が行われていないのか。

現在、区立幼稚園と一部私立幼稚園にも始まりつつある臨床心理士の巡回が、現時点で保育所に対して行われていないのか。

(委員I) 巡回相談というかたちで、専門の先生が各学期に1回ほどの割合で回ってきてくれている。一人の子をその場で指導するようなことではなく、保

育者がその先生方の指導を受け、子どもの保育に活かしている。

(委員D) 私立幼稚園にも要支援園児というものが一定数存在しているが、余り十分な対応ができていないのが実情であり、そちらにも目を向けていただけるとありがたい。

また、保護者の方で受け入れるのに時間がかかるという点は、一番難しいところだと思うが、幼稚園や保育園などが上手に働きかけるようなうまい流れを作っていけると、もっと子どものためになる形に作り上げていけるのではないかと思う。皆さんにも考えてほしい。

もう一点、「公私立幼稚園における幼児教育等の推進」について、区立の預かり保育が9月から試行され、来年度から4園で実施される。区立幼稚園で預かる時間が長時間化するということで、幼児教育が、幼稚園が保育園の受け皿になっていくことを容認していいのかと一抹の不安を覚える。

今新宿区では0歳から2歳までのニーズと、3歳から5歳までのニーズに大きな違いがあるという実態を耳にしているところであり、そのため保育園は0歳から2歳までに特化したものでいい、3歳から5歳までのニーズは実は離れていっているという流れもあると聞いている。

そのため、この0歳から就学前の保育というものを見直していかないと、いろいろな意味でバランスを崩しかねないと思っているので、そこを考えてもらいたい。

(事務局) 区立幼稚園の預かり保育を試行し始めた。区としては初めての取り組みであり、子育て支援ということで、ニーズは高いと思われる。しかし、やはり幼稚園の中での預かりであるため、どこまでそのニーズに伝えていけるかは、試行錯誤中であるとともに、0歳から2歳までの受け皿的な部分も確かに存在する。

待機児童は0歳と1歳に集中しており、また保護者の多様なニーズ、多様な選択、選択の幅が広がるように、既に預かり保育を開始している私立幼稚園と協力して、公私立合わせて子育て支援を含めて、幼児教育の充実を図っていきたいと考えている。

(委員J) 放課後の居場所について、自分が認識している限りでは、新宿区には30か所の学童があり、約1,500人の利用者がいる。

昨年から今年にかけて、保護者がカウントしたところでは、利用したいと言っている方が7%アップした。例年6%、7%ずつアップしている。子ども・子育て支援法で、今回40人の支援単位として職員の配置が定められてこともあり、機能付きという方法を新宿区は選択している。特に、新宿区の場合は、場所がないためそのようなになったと認識しているが、児童福祉法第6条第3項の2で担保されている学童クラブと、放課後子どもひろばでは、法律で担保されているかないかの違いがある。新宿区には、本当に放課後子どもひろばの方に需要が行っているのか考えてほしい。

何故かと言うと、第三次実行計画素案の中で、30億9,000万円も使うことになっているのは、学童クラブ、ここの放課後の居場所の部分である。この点、基本的に保護者、地域のニーズに合っているかを保護者側とも引き続き確認しながら進めてほしい。

(委員D) 先ほどから、量、質ということで、どうしても矛盾してしまうことを何とかやっけていこうということで、量を確保して質はどんどん低下していつてしまうのは、どうしてもやむを得ないところを、何とかして質を向上しようとしているところであると思う。

どのようにして質を担保していくかということをもっと突き詰めて議論する時間があればよかったと思う。また、先ほどの保育園の入園の際、両親がフルタイムで働いている方は点数が高くて入れて、本当に必要としている方が利用できないという状況をどうやってこのシステムを見直していくかということも、何らかの方向性らしきものが出せるといいのではないか。本当に必要なものに使えないという状況が生まれているところは何とかしなければいけない。

また、区立の認可保育園や区立幼稚園が、ある種のセーフティネット的な役割を担うのであれば、たとえ福祉の政策から多少逸脱したとしても、状況に対応するためメスを入れていく。

そして、いろいろな形で所得制限等が設けられているのに、区立幼稚園でも利用者負担額は一律である一方、私立幼稚園の補助金には、所得に応じて細分化されているといった矛盾点など、そういったところに目を向けて見直しを図っていければよいと思う。

(会長) 本日は、利用者側、行政側、運営事業者側など、様々な角度から意見交換ができた。

子育てということに対しては、多様なニーズと必ず出てくるが、それに対しては、色々な視点から施策を工夫していくことが大事だと改めて感じた。

4 その他・事務連絡

(事務局) 次回開催についての説明。

5 閉会